

第35回内閣府独立行政法人評価委員会 議事録

大臣官房政策評価広報課

1. 日 時：平成21年8月26日（水） 16:00～18:20
2. 場 所：内閣府本府3階特別会議室
3. 出席委員：大森委員長、御厨委員長代理、石川委員、伊集院委員、遠藤委員、大隈委員、大河内委員、中野目委員、長岡委員、野口委員、平澤委員、山本委員、渡邊委員
4. 議事次第
 - (1) 新委員の紹介等
 - (2) (独) 国立公文書館について
 - ①平成20年度業務実績の評価
 - ②中期目標期間の業務実績に関する仮評価及び主要事務事業や組織の在り方についての意見（案）
 - ③中期目標期間終了時の見直し当初（案）
 - ④公文書等の管理に関する法律について
 - (3) (独) 国民生活センターについて
 - ①平成20年度業務実績の評価
 - ②中期目標及び中期計画の変更（案）
 - ③消費者庁関連法について
 - (4) (独) 沖縄科学技術研究開発基盤整備機構について
 - ①平成20年度業務実績の評価
 - ②中期目標期間の業務実績評価（案）
 - ③沖縄科学技術大学院大学学園法について
 - (5) (独) 北方領土問題対策協会について
 - ①平成20年度業務実績の評価
 - ②北方領土問題特別措置法改正について
 - (6) 今後の予定等について
5. 議事

○大森委員長 それでは、ただ今から第 35 回「内閣府独立行政法人評価委員会」を開催させていただきます。

議事に入ります前に、委員等の異動がございましたので、御報告申し上げます。

御存じのとおり、外園委員が 4 月 10 日に亡くなられて、改めて御冥福をお祈りいたしたいと思っております。外園委員の後任といたしまして、筑波大学大学院の中野目徹先生に御就任いただきました。一言ごあいさつをお願いいたします。

○中野目委員 中野目でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○大森委員長 よろしくをお願いいたします。

それから、小町谷委員の後任といたしまして、実践女子大学の石川恵子准教授に御就任いただいております。一言ごあいさつをお願いいたします。

○石川委員 石川でございます。よろしくお願いいたします。

○大森委員長 公文書館と北対協の御担当をいただくことになっています。よろしくお願いいたします。

また、皆様方のお手元に、6 月 27 日と 8 月 22 日付で委員の皆様方の再任の資料がございます。引き続きよろしくお願いいたします。

事務局に人事異動がございまして、新たに武川政策評価審議官が就任でございます。一言ごあいさつをお願いいたします。

○武川政策評価審議官 このたび政策評価審議官を拝命いたしました武川でございます。よろしくお願いいたします。

○大森委員長 本日は定足数を満たしていますので、早速議事に入らせていただきます。

まず、委員長代理の指名がございます。改めて御厨先生に委員長代理をお願いすることになっていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○御厨委員長代理 どうぞよろしくお願いいたします。

○大森委員長 それでは、引き続き、議題に移ります。今日は各分科会からの報告が主たる議事でございます。

最初は、国立公文書館の関係です。平成 20 年度業務実績の評価につきまして、御厨分科会長から御報告をお願いします。

(独立行政法人国立公文書館関係者入室)

○御厨分科会長 それでは、私の方から御報告を申し上げます。

第 1 に、国立公文書館の平成 20 年度業務実績の評価につきまして、御報告をいたします。

7 月 13 日に館長を始め、国立公文書館の方々から、業務実績について詳細な説明を受けました。そして、7 月 29 日の分科会におきまして、項目別評価及び総合評価について審議の上、平成 20 年度の業務実績の評価を決定したところでございます。

それでは、総合評価、結果の概要でございますが、お手元の資料 2 の最後のページをご覧くださいと思います。

順次申し上げてまいります。まず、業務運営の効率化では、8 %以上の経費総額の削減がされ

ており、業務効率化のため、着実に取組みが行われていること。

第2に、公文書の受入れから公開については、館の移管協議における努力もあって、着実に受入れ数が増加しており、また、受入れた歴史公文書等すべてについて、11か月以内に一般の利用に供されていること。

第3に、一般の利用に向けた取組みでは、館のウェブサイトのきめ細かな改善や、デジタルアーカイブのさらなる充実が進められて、より時代に則したサービスの向上が進められていること。

第4に、研修では、柔軟なプログラム変更や国の職員の受入れ等を行うことにより、国や地方公共団体の資質向上に大きく寄与していると考えられること。

第5に、国際的な取組みでは、館長のICAフェロー選出など、日本の国立公文書館のプレゼンスを向上させていること。

第6に、アジア歴史資料センターにおいては、データベース構築計画に基づき、目標を上回る画像公開が行われたこと。また、教育・研究機関における普及や利用のすそ野を広げていく取組みが始まったことなど、国立公文書館が果たすべき役割を国民に約束する決意表明「パブリック・アーカイブズビジョン」の実現を目指し、各取組みが計画的、確実かつ着実に推進しており、業務が順調に実施されたことが認められると評価いたしました。

また、今後の取組みに期待したい事項といたしましては、第1に、公文書管理法において、国立公文書館における研修実施が法的に位置づけられたことや、館において現用の歴史公文書等に関する研修も行うことが可能となることから、研修のさらなる充実を期待したい。

第2に、公文書管理法の成立により、国立公文書館の果たすべき役割はますます大きくなっていることから、求められる機能を適切に果たし、新たな公文書管理制度において、主体的役割を果たすことができるよう、役職員一丸となって業務に取り組むとともに、計画的かつ十分な体制強化が行われることを期待したいとしております。

次に、当分科会が平成19年度業務実績評価の際に指摘した事項及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から出された同評価結果に対する意見につきましては、いずれも適切に対応が行われております。

また、随意契約の見直しにつきましては、19年12月に策定した随意契約見直し計画により、着実に一般競争入札等の拡大が行われているとの評価をしております。

更に、独立行政法人整理合理化計画への取組みにつきましても、適切かつ順調に対応が行われていると認められるとの評価をいたしております。

なお、今回の年度評価に当たり、監事との連携を図り評価を行いました。業務実績報告及び財務諸表等において、有意義な意見の提出をいただきました。今後とも厳格な監事監査に期待をいたします。

次に、資料は配付いたしておりませんが、項目別評価につきましては、ほぼすべての項目でA評価でございまして、更に一部の指標において目標を上回る実績を上げたことなどに対し、A+の評価がございました。慎重審議の上、総合的に判断し、独法化後、初めて数項目のA+評価としたところでございます。また、20年度の財務諸表につきましても、特に問題はないということで承い

たしております。

以上、簡単ではございますが、年度評価の報告とさせていただきます。

○大森委員長 ありがとうございます。何か御質問等はございますでしょうか。なければ次にまいりたいと思います。よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、今の御報告は了承することにいたします。

次は、公文書館の仮評価の審議をお願いすることになっています。通則法上、主務大臣は中期目標期間終了時の検討に当たりましては、この評価委員会の意見を聴取しなければいけないことになっていまして、従来それぞれ担当の分科会におきまして、原案を作成していただくことをお願いしてございます。

引き続き、御厨分科会長から御説明いただき、同時に公文書管理課から仮評価（案）及び事務事業の在り方についての意見（案）についての読み上げがございます。引き続きをお願いいたします。

○御厨分科会長 それでは、国立公文書館の中期目標期間の仮評価につきまして、御報告をいたします。

国立公文書館の中期目標期間終了時における組織・業務全般の見直しに当たっては、去る2月25日に開催いたしました評価委員会において、中期目標期間の仮評価として、17～20年度に関わる業務実績についての評価を行うことが決定され、その原案については、年度評価とともに、分科会で作成することになっておりました。

国立公文書館分科会においては、7月13日と7月29日の2回にわたり会議を開催し、20年度評価とともに、4年度間の業務実績を踏まえた仮評価について審議し、資料3のとおり、仮評価表の（案）としてとりまとめました。

仮評価表（案）につきましては、評価項目ごとの評価に加え、最後に委員会としての主要事務事業や組織の在り方についての意見としてとりまとめております。

（案）の内容について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

○福井公文書管理課長 それでは、御指名いただきました公文書管理課でございます。

本来なら、資料3の「独立行政法人国立公文書館の中期目標期間に係る業務実績に関する評価表及び主要事務事業や組織の在り方についての意見」について読み上げさせてもらうべきかと思うのですが、この後、ほかの分科会の御報告もあるということでございますので、基本的にはよい評価をいただいているところにつきましては、その旨の御報告にとどめさせていただきまして、今後の在り方等についての御意見をいただいているところについて、読み上げさせていただく形で進めさせていただきたいと思っております。

1つ目が「中期目標の項目別評価」ということで「1. 業務運営の効率化に関する事項」でございます。

1番で、経費総額について数字が並べられておりますが、基本的には業務効率化が進められていると評価できるという評価をいただいております。

また、毎年の外部委託等につきましても、毎年目標を達成しております。

随意契約の見直し計画につきましても、着実に取組みを進めているということで評価をいただいております。

2番で、業務・システム最適化につきましても、計画を作成し、着実に進められていることは評価できるという評価でございます。

3番で、国家公務員の給与構造改革を踏まえた、役員報酬や職員給与に関する適時適切な見直しについても評価をいただいております。今中期目標期間中ということで、あと21年度が残っておりますが、この期間に常勤職員1名の削減を行うとなっておりますので、これにつきましては、最終年度の21年度中に適切な実施を望むという御評価をいただいております。

「2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」でございます。

1つ目が「歴史公文書等の受入れ、保存、利用その他の措置」でございます。

「①受入のための適切な措置」については、移管基準の改正を行っておりますが、これについて内閣府に積極的に協力したということの評価をいただいております。

また、この新しい移管基準の下で、各府省との交渉等によって受入れ冊数が増えてきております。これについても高く評価をいただいております。

5行目でございますが「今後、公文書管理法の施行に向けて、必要となる基準やガイドライン等の作成に積極的に関与し、質量ともに適切な文書の移管が進むことを期待する」という期待をいただいております。

また、平成20年度までに、公開基準の在り方についての検討が行われて、これが終了しているということについても評価をいただいております。

「②保存のための適切な措置」についても、2行目の最後に「評価できる」と御評価をいただいております。

また、電子公文書等の移管・保存・利用の開始に向けて、私ども内閣府と一体なって調査研究を進め、平成23年度のシステム運用開始に向けて、着実に取組みを進めております。これについても御評価をいただいております。

「③一般の利用に供するための適切な措置」については、移管冊数が毎年増えてきている中で、受入れから11か月以内に目録作成等の一連の作業を完了して、一般の利用に供するという目標を達成し続けたことについて、高く評価をいただいております。

その他公開区分の見直し、広報、展示会、貸出審査の適切・迅速化についても、それぞれよい御評価をいただいたと認識しております。

2ページにまいります。

「④デジタルアーカイブ化の推進」については、平成17年4月より「国立公文書館デジタルアーカイブ」ということで運用を開始しています。所蔵資料の検索機能に加えて、資料画像の閲覧も可能な仕組みを整えたということで、中期目標自体は達成された。

これに加えて、毎年公文書のデジタル化を進めたということで、平成20年度末までに691万コマまで画像の搭載がきております。これについてアクセス数が上昇傾向にあるということも含めて、高い評価をいただいております。

また、中期計画で掲げられた館のウェブサイトのアクセス件数を前期中期目標の最終年度に比べ25%以上増加させるという目標につきまして、一応達成の方向にあるということと、情報学研究所、岡山県立記録資料館のデータベース等とも横断検索が可能な仕組みを構築したということで御評価いただいております。

「⑤保存及び利用に関する研修の実施その他の措置」については、国及び地方公共団体の職員を対象として、歴史公文書等の保存及び利用に関する各種研修を行った。これも計画に定めた数値については達成されております。

また、受講希望者が大幅増しておりますので、これについては日程の工夫や外部の会場の確保ということで柔軟な対応を行ったということが高く評価いただいております。

専門職員養成の強化方策については、毎年、人材養成等のためのプロジェクトチームにおいて検討を行い、検討結果を随時研修内容に反映させるなど、精力的な対応が行われたという評価になっております。

「⑥利用者の利便性向上のための所在情報の提供」については、国立公文書館等7機関で構成されます「歴史公文書等所在情報ネットワーク連絡会議」を毎年3回開催し、所蔵資料の情報の把握共有に努めた。

それから、後ろの行にございますが、5機関の所在情報の提供や紹介を行います「ぶん蔵」というサイトを立ち上げておまして、これについても評価をいただいております。

「⑦国際的な公文書活動への参加・貢献」については、公文書館がICA（国際公文書館会議）等に積極的に参画して、国際的な公文書館活動に取り組んできたことについては御評価をいただいております。特に、館長がICA副会長就任等について、大変評価するという事で評価をいただいております。

また諸外国公文書館との関係で、相互訪問や文献交換ということで、アフガニスタン、オマーン、インドネシアといった国・地域との間で協力を行っております。

「⑧調査研究」については、館長以下で参加します研究連絡会議を毎年12回開催し、役職員の資質向上に努めたほか、内閣文庫所蔵資料の一般への紹介や、研究紀要「北の丸」の充実に努めたということで評価をいただいております。

次に、平成19年度から、私ども内閣府の中間書庫パイロット事業に御協力をいただいております。これについても国立公文書館の機能強化という観点からも意義のある取組みであったと評価いただいております。

このほか、毎年、諸外国の国立公文書館の現状や制度の状況等の情報収集・調査を行っておられるのですが、これについて政府の有識者会議あるいは公文書等管理に関する法律の立案作業の中で、これらの情報が提供・活用されたということについては、従来の国立公文書館の地道な調査研究の成果が現れたのだということで御評価をいただいております。

3ページでございます。

「(2) アジア歴史資料センターのデータベースの構築及び情報提供」でございます。

「①アジア歴史資料データベースの構築」については、国立公文書館、外務省外交史料館、防衛

省防衛研究所から必要な画像提供を受けて、一般公開を行っておりまして、この結果、20年度末現在で1,762万画像の公開を達成しております。一応受入れから1年以内の公開ということで、これも毎年達成しております。

「②アジア歴史資料センターの広報」と「③アジア歴史資料の所在の把握等、利便性向上のための方策」についても、高い評価をいただいております。

「3. 予算、短期借入金、剰余金に関する事項」でございます。

基本的には適切に処理されている、あるいは短期借入金のように該当なしということになっております。

「④その他」がございまして、独立行政法人国立公文書館の業務につきましては、本来的には自己収入は見込めない性質のものであるという御評価の上で、所蔵する公文書のうちから視覚的に興味を引きそうなものを活用して、ポストカードブック、一筆箋などを販売用に作成し、自己収入の増に向けて取り組んでいることは評価いただいております。

「4. 人事に関する事項」でございます。

館の機能の充実強化のため、また、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に向けて、本中期目標期間中に、理事の常勤化、専門的知識・技能を有する職員の採用・配置、平成20年度に行いました公文書専門員の募集については評価いただいております。ただし、新制度において館に求められる機能や、増大が予想されるさまざまな事務への対応等を考えれば、今後、抜本的な体制拡充へ向けた取組みの強化が必要であるという御意見をいただいております。

4ページでございます。

「Ⅱ. その他の業務実績等に関する評価」ということで「1. 業務運営の改善に関する事項」については、先ほど年度報告にございました「パブリック・アーカイブズビジョン」に示された理念を旨として取り組んできたということで評価いただいております。

監事監査、個人情報保護の自主的な点検・監査も評価いただいております。

「2. 利用実績等事業の実施に関する事項」については、展示会にお見えになられました来館者へのアンケートなどによりまして、利用者のニーズの把握に努めた。これを随時業務に反映したということで評価いただいております。

このほか、平成20年度から「国際アーカイブズの日」が制定されましたので、その記念講演会を行うなどによって、アーカイブズの重要性を国内に周知・普及するというところで、これも評価いただいております。

「3. 職員の能力開発等人事管理に関する事項」については、1～2行目の半ばにかけまして、各種研修に参加させたことは評価できるという御評価をいただいているのですが、ただし、今後ということで、専門職員の国内・海外留学等の機会導入など、さらなる資質向上に向けた取組みについて、検討の余地があると思われるという御意見をいただいております。

「Ⅲ. 法人の長等の業務運営状況」でございます。

第1段落は館長、第2段落は理事、いずれにつきましても、高い指導力の発揮、あるいはその職責を十分に果たしたということで、高い御評価をいただいております。

第3段落に「なお」というところがございまして、館長・理事ともに館からの情報発信を積極的に行ったことにより、国立公文書館や公文書管理の社会的認知を高め、最終的には今回の公文書管理法案の成立につなげることができたと考えられるということで、分科会として、特にこの点を大いに評価したいという御評価をいただいております。

「◎ 総合評価（業務実績全体の評価）」といたしましては、この4年間で国立公文書館とはどのような組織であるべきなのかという暗黙知が蓄積され、言わば館の「かたち」が形成されたと言ってよいという認識の下で、各種の取組みによって、第2段落の最後のところでございますが「アーカイブズ界全体の向上に大きく寄与したことを評価したい」という御評価をいただいております。

なお、今後のことでございますが、公文書管理法施行を見通した取組みが更に必要となってくることが予想され、既に公文書専門員の新規採用や中間書庫システムの検討といった、公文書管理法施行を見通した新たな取組みも進んでいるが、十分な人員体制の整備に早急に着手されたいという総合評価でございます。

5ページ「◎ 主要事務事業や組織の在り方についての意見」ということで、読み上げさせていただきます。

国立公文書館の事務事業については、現在及び将来の国民に対する説明責任を全うするため、また、歴史や文化、学術研究等への寄与のため、加えて、我が国のアイデンティティを形成するため、必要不可欠なものであり、これまで、時代の変化に適切に対応しながら、進められてきたものと評価できる。

今般成立した公文書管理法により、国立公文書館の果たすべき役割や業務の範囲がこれまでよりも格段に広がることとなり、国立公文書館に対する期待はさまざまな方面から高まってきている。新制度において求められる役割を適切に果たすことが必要不可欠である。十分な体制の整備を行いつつ、その期待にしっかりと応えていっていただきたい。

組織の在り方については、「公文書管理の在り方等に関する有識者会議」において、現在の特定独立行政法人形態から権限と体制を拡充した「特別の法人」とする提言がなされたものの、国会で様々な議論もなされた結果、当面、引き続き特定独立行政法人としての業務運営を行うものとされたことを認識している。

公文書管理法については、施行後5年後をめぐりに見直しを行うこととされており、公文書管理検討機関の組織の在り方についても見直しの対象となり得る。また組織の在り方については、国会の附帯決議においても引き続きの検討課題とされており、当委員会としても、公文書管理法の施行状況も見ながら、必要に応じて検討・見直しを行っていきたい。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。見直し（案）でございますけれども、何かお気づきの点はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 資料3の1ページ目、2.の(1)の①に「内閣府に積極的に協力したことは評価できる」とありますが、これは具体的にどんなことをされたんですか。

○福井公文書管理課長 移管基準というのは、公文書館にどのような文書を移しかえればいいのかという基準を各省に示す基準でございますが、これは権限的には内閣総理大臣が定めることになっております。ただし、内閣総理大臣の方に専門的な知見があるわけではございませんので、国立公文書館に案を作っていただいて、更に各省とも実質的な御協議をやっていただいて、最終的には内閣総理大臣の名前で決定するという格好をとっております。その作業に国立公文書館に入っていたということと認識しております。

○遠藤委員 これはもともと、国立公文書館が入らないとほとんどできないことなんですか。違うんですか。だれかほかにできる人はいるのですか。

○福井公文書管理課長 この場で言うのもあれでございますが、私どもだけでやれと言われれば、恐らくお手上げ状態になると思います。

○遠藤委員 わかりました。

○大森委員長 「協力」なので「寄与」している。だから、やや抑制的に「協力」と言っているだけで、寄与しているんです。ありがとうございました。

ほかに何か御指摘の点はございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

それでは、この仮評価（案）については、委員会としては了承するというところでよろしゅうございましょうか。

（「はい」と声あり）

○大森委員長 では、そうさせていただきます。

次に、終了時の検討といたしましては、見直し当初案というものがございまして、これについても公文書管理課から説明いただきます。

○岡本参事官 私から説明させていただきます。

これは今の委員会の仮評価を受けて、主務省庁としてどのように考えるかという当初案でございます。基本的な流れは、新しい法律による仕事ができるので、これについて対応できるような抜本的な組織体制の拡充をすることと、国立公文書館の在り方につきましては、当面、現在の特定独立行政法人の形態を維持する。その一方で、やるべき効率化はきちんとやりますといったことを基本的な考え方にしております。

見直し当初案については、1枚目に当初案の全体をまとめたものがございます。3つのことについて見直しの具体的措置を考えることになっておりまして、3つというのは、横に並んでいる3つでございます。

1つ目は、独立行政法人である公文書館が行っている事務事業について見直しをする。その具体的措置または方向性。

2つ目は、組織についての見直し。

3つ目は、運営の効率化および自律化の見直しということでございます。

事務事業につきましては、一番左側の欄でございます。国立公文書館の役割というのは、歴史公文書等の保存、利用等を通じた、現在及び将来の国民に対する説明責任の実現であるということだと思っております。これについては何度も出てきておりますし、後ほどまた説明させていただきます。

すが、公文書館理法が今回できているということで、この公文書管理法の基になった有識者会議の最終報告もございまして、これらを踏まえて機能の強化をしなければいけないという方向で事務事業を見直しますという考え方をとろうと思っております。

2つ目の組織の見直しでございますが、一応公文書管理法の中でも整理されましたが、現行の特定独立行政法人形態を当面維持するということで考えたいと思うのですが、たくさん仕事が増えてくるといことなので、これに対応した抜本的な組織体制の拡充を求めていると思っております。

3つ目は運営の効率化及び自律化とありますが、国立公文書館の事務事業は必要不可欠な仕事だということで、公文書管理法において新たに求められる役割も適切に果たすため、業務運営体制のさらなる整備を図るとい基本的な考え方をとろうと考えております。また、運営の効率化及び自律化を目指しまして、随意契約の見直しや給与水準の適正化など、既に指摘されたことについては、引き続き取り組んでいきたいという考え方でございます。

2 ページ目は、数字的なものが整理されたものでございますので、省略させていただきます。

3 ページ目は、1 ページの一番左にございました事務事業の見直しに係る見直しに係る当初案の本体でございます。「事務及び事業の見直しに係る具体的措置」という枠を見ていただきますと、公文書管理法によって5つ〇が並んでおりますが、増えているということで、これらに対応する事務事業の実施が必要となる。

またということで、これは権限の問題ではないんですが、文書の移管数が増えてくるであろうとか、あるいは不服申立という点で対応が必要になってくるものが増えるだろうといったこともあります。

4 ページ目に「このほか」とございますが、本年8月5日でございますが、長く懸案になっておりました内閣総理大臣と最高裁判所長官との間で、法律では、裁判所の持っている司法文書の移管を国立公文書館にすることができるとなっていたのですが、なかなか実行はされていなかったということについて、以下の定めが締結されたということで、本年度から司法文書の移管が開始されることになりました。

それから、内閣府のIT戦略本部の決定によりまして、23年度から電子公文書の移管が始まることになっております。

後ほどまた出てまいります。衆参の内閣委員会で法案ができますときに、多数の附帯決議をいただいております。その中でもいろんな仕事をしなければいけなくなっているということで、これらへの対応が必要となってまいります。

以上のような機能強化を前提にした事務事業の見直しをいたしますということが、この事務事業見直しの考え方でございます。

5 ページは、組織の見直しに係る当初案ということで、4つの観点から行うということでございます。

「見直し項目」という項目でございますが、左から右へ向けて「法人形態の見直し」をしろということ、これは現状の形態を維持したい。

「支部・事業所等の見直し」をしろということ、これはつくばに分館がございまして。この機能

についても公文書管理法の施行に伴って機能が増えるという観点から、検討をさせていただこうと思います。

「組織体制の整備」も、先ほど来申し上げておりますとおり、公文書管理法によって新たな機能が増えてくるということで、これに対応した抜本的な組織体制の拡充を進めていこうと思います。

あと、公務員型であれば「非公務員化」もできないかということについては、下に理由が3つほど挙げてありますが、公務員型を維持せざるを得ないという考え方でございます。

6、7ページは、業務の効率化及び自律化の見直しに係る当初案ということで、これも6項目ございます。

「見直し項目」を左から順次追いかけていきますと、

「業務運営体制の整備」をどうするのか。

「随意契約の見直し」を進めろ。

「給与水準の適正化」を図れ。

「保有資産の見直し」をなささい。

「自己収入の増大」を図れ。

「官民競争入札等の導入」をなささいということでございます。

これらについては、既に定まっております方針等に基づいて、適切に効率化ないしは自律化を進めていこうと考えております。

以上が見直し当初案の概要でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。何かお気づきの点はございますでしょうか。

これについて、この後の日程がどうなるかを説明してください。

○福井公文書管理課長 この後、私どもは見直し当初案を総務省に報告することになっております。そうしますと、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の方で、この見直し当初案、基本的に内閣総理大臣の案ということでございますので、これを基にして、それでいいのかどうかという議論をしていただく。並行して、来年度の予算にどのように反映させていくかという議論を各制度官庁、主計局等々が行っていくことになるとは思いますが、その結果を基にしまして、今度は来年の春、2月ごろになるかと思いますが、来年度から始まります次の中期目標期間におけます国立公文書館の中期目標案及び中期計画案について、こちらの評価委員会の方にお諮りしていくという流れになります。

○大森委員長 だんだんと独法の枠組みがきつくなりますね。今は維持するとなっているけれども、これだけ仕事が増えると、体制を充実・強化していくことになるのでしょうか。独法の枠組みの中でいろいろ努力しなければいけないことになっているから、それはよくわかるのだけれども、これは本当にこのまま行かれるかどうかということについて、そのうち直面することになるのではないかと思います。

○武川政策評価審議官 今、法案も通ったところでございまして、今度5年後の見直しというところがございますので、その際にいろいろご検討いただきたいと思っています。

○大森委員長 よろしゅうございませうか。そのように公文書管理課の方でお出しになりますの

で、よろしくお願ひいたします。

では、今、審議官からございましたが、法律が通っていますので、これについても簡単に説明していただきましょう。

○岡本参事官 それでは、簡単に御説明申し上げたいと思います。

公文書等の管理に関する法律は、7月1日に公布されております。まず、1枚目からご覧になっていただければと思います。

大きく2つの課題があったということでございまして、1つ目は、平成15年から、福田前総理が官房長時代か取り組んでおられた国立公文書館の充実・強化というお話と、平成18年の秋前後から起こっていた、いわゆる文書管理に関する不適切な事案といったものに対する問題解決をするということが政府として必要となって、重要課題となっていったということです。

それを受けまして、平成19年2月に、特命担当大臣に上川陽子さんが任命され、また、内閣官房に担当室が設置されて、この公文書の改革に対する体制整備を行いまして、同時に法律をつくっていくことを目指して、有識者会議を立ち上げたということでございます。

その有識者会議の検討を踏まえまして、政府の方で公文書管理法を立案して、それが先の通常国会で通ったということでございます。

その内容でございませけれども、文書の管理について法的な規律をきちんと明確にして、適切な公文書等の管理体制を確立することを目指すということでございまして、具体的には、法律や政令等に基づきまして、共通のルールで策定された文書管理規則によりまして文書を管理するといったことや、また、これまでは国立公文書館へ文書を移管するに当たりまして、内閣総理大臣と各省大臣が協議をして、協議が整ったもののみ移管するという方式であったことが、国立公文書館への移管が進まない原因の1つであったわけですが、今般の法律の制定によりまして、歴史公文書というものは何であるかという基準を定めて、明確化した上で、その文書につきましては、保存期間が満了したものについて、原則歴史公文書として、国立公文書館に移管することを義務づけたということでございます。

この移管の対象でございませけれども、これまでは国の文書ということでありましたが、今回の法律によりまして、独立行政法人等の文書につきましても、対象とする文書の範囲の拡大しております。さらに、この全体のスキームを回すに当たりまして、文書管理に関する事務につきまして、これまで情報公開につきましては、総務省の方で担当しておりまして、その一環として文書管理を担当しておって、国立公文書館につきましては内閣府の方で担当しておったわけですが、この文書管理に関する事務を内閣府の方に一元化するということと、特に国立公文書館につきましては、専門的知見がありますので、この専門的知見をきちんと活用していくような体制にしたということでございます。

2ページ目は「公文書等の管理に関する法律のポイント」ということで、まず、内閣府の方で、政府全体の文書管理の統一的な管理ルールを法令で定めます。この管理ルールに基づきまして、各府省において文書管理の規則をつくっていただきまして、文書管理を行っていくわけですが、その文書管理に当たりまして、新たにポイント2になりますが、レコードスケジュールというもの

を導入するというごさいます。

このレコードスケジュールというものは、個々の文書ファイルにつきまして、その文書が保存期間満了時にどのように取り扱われるかということについてあらかじめ定めるとごさいます。例えば、保存期間満了 30 年のもで、歴史公文書として重要なものについて国立公文書館に移管すると定めるとごさいます。これにつきまして、議院修正によりまして、移管か廃棄かをできるだけ早期に決定するということになっております。

このようなルールを定めるわけですけれども、実際に各省がこのルールを守らないということも考えられます。そのため、ポイント 3 といたしまして、コンプライアンスの確保ということで、内閣府が制度官庁になり、内閣府の方できちんとチェックをするということごさいます。まず各府省の方で管理状況をきちんと調べていただきまして、その状況を報告することを義務づける。その報告内容について疑義等ごさいました内容には、内閣府の方から特別な調査・報告を依頼したり、あるいは実際に実地調査を行っていくということごさいます。

更にその結果に基づきまして、文書管理の改善に関して必要に応じ、内閣総理大臣から各府省の大臣に対して、文書管理の改善に関する勧告というものを行えるようになっております。この勧告を受けまして、各府省が取った措置についても報告をさせるという仕組みをとっておることによりまして、きちんとその共通ルールを守るような全体的な流れをつくっておることごさいます。

こうした流れをつくるに当たりまして、ポイント 4 になりますけれども、まず第三者機関として、内閣府の審議会として公文書管理委員会というものを設置いたしまして、こちらの方で外部有識者の知見をまず活用するということごさいます。

もう一つ、下の方になりますけれども、国立公文書館の方でポイント 4 (2) として書いてありますが、歴史的公文書について特に知見があるところの国立公文書館の専門的な助言を従来から大幅に拡充いたしまして、今までは移管のときにどうかということだったわけですが、この図の中でご覧になっていただくとわかるのですが、緑色の線が下から上に伸びていると思うんですけれども、いわゆる各府省が文書管理を行っている現用段階の文書管理につきましても、国立公文書館の方がいろいろと専門的な見地から助言するということが、今回可能になったということごさいます。

また、先ほどの基準の話で、歴史資料として重要な文書というものについては移管するということごさいますけれども、このような基準を定めるに当たりまして、国立公文書館の専門的な知見といったものが活かされていくということごさいます。

コンプライアンスの話で、内閣府による実地調査のお話をさせていただきましたが、この実地調査につきましても、国立公文書館が内閣府の職員と一緒に各府省に行き実地調査をするということもできるようになっております。

また、中間書庫制度というものも新たに導入いたしてございまして、これは各府省横断的に共通の中間書庫というものを設けて、歴史的に重要な文書をあらかじめお預かりするような体制を整えることも整備するということごさいます。

ポイント 5 でありますけれども、移管をされた歴史公文書等につきまして利用の促進をするとい

うことです。この利用につきましては、今までは図書館のように利用者にお見せするような形であったわけですが、今般の制度改正によりまして、国民に対して利用請求権を新設いたしまして、国民が利用できる権利があるんだという形に整理しております。

また、デジタルアーカイブ化の推進ということもきちんと行っていくことを考えております。

それから、先ほど申し上げましたけれども、独法文書も国立公文書館に移管をするということでもあります。

先ほど少し言及がありましたけれども、この法律は、政府が提案した後、衆議院の方で議院修正を受けておりますが、それをした上で、全会一致で可決ということになっておりまして、衆議院におきまして 15 個の附帯決議、参議院につきましても同様に全会一致で可決をされておりますが、21 の附帯決議がついております。その附帯決議の中でいろいろとあるのですが、今後の体制につきまして、共通的に言及されているものがございまして。それは今後の体制なのでございまして、この資料でいきますと 4 ページになりますが、その六番「公文書の適正な管理が、国民主権の観点から極めて重要であることであることにかんがみ、公文書管理に関する職員の意識改革及び能力向上のための研修並びに専門職員の育成を計画的に実施すること。また、必要人員、施設及び予算を適正に確保すること」ということが、まず衆議院で附帯決議になっております。

更に少し充実した形で、参議院の方でも、8 ページの十三番「公文書の適正な管理が、国民主権の観点から極めて重要であることにかんがみ、職員の公文書管理に関する意識改革及び能力向上のための研修並びに専門職員の育成を計画的に実施するとともに、専門職員の資格制度の確立について検討を行うこと。また、諸外国における公文書管理体制の在り方を踏まえ、必要な人員、施設及び予算を適正に確保すること」という附帯決議がなされているところであります。

以上、簡単ではありますが、公文書管理法の説明を申し上げます。

○大森委員長 ありがとうございます。何か御質問等ございますでしょうか。

全体として前進したと思いますね。前の福田総理の置き土産みたいですね。ただし、まだこれで先進的な国と数字が同じになったわけではなくて、この附帯決議は、まだこれから体制整備が要るのではないかということでしょう。

○岡本参事官 はい。

○大森委員長 よろしゅうございましょうか。

遠藤委員、どうぞ。

○遠藤委員 質問ばかりして恐縮ですけれども、最後の附帯決議のところの 8 ページの文章というのは、どういう意味なのか教えていただきたいです。十三番の「国民主権の観点から極めて重要であることにかんがみ、職員の公文書管理に関する意識改革及び能力向上」は、国民とか企業とか、いろんな人たちが使いたいと思ったときに、ヘルプもしてくれるところまで入っているんですか。

○岡本参事官 もともと職員において歴史的な存在である公文書に対して、職員の意識が希薄であるという問題があったということでもあります。その問題について、もともと公文書につきましては、教訓を学び、未来の国民に対する説明責任を果たす国民の貴重な共有財産という根本的な話がまず

あって、それを踏まえた上で、国民主権の観点から、まずきちんと職員が文書に対する意識を改めることが必要なんだということを述べています。まず、そのスキルがなかったので、意識改革をしていただくと同時に、能力向上のための研修をきちんとやっていくということがこちらの趣旨になります。それに対応して、公文書管理法の中において、研修をきちんとやるという条文も書かれておるところであります。

○大森委員長 よろしいでしょうか。

○遠藤委員 いろいろ知見があると書かれている割に、そういうことなんですね。

○福井公文書管理課長 公文書館の職員には知見があるんです。

○村松公文書館次長 研修が必要なのは、官庁の職員です。

○遠藤委員 そういうことなんですね。

○村松公文書館次長 公文書館職員ではないんです。

○大森委員長 ほかの省庁の職員が、自分が作ったり、扱っている文書が、国民の財産だと思っていないんですよ。それをきちんと改めろということです。

○遠藤委員 でも、これは公文書館にどんどん移してあるわけですよね。そうすると、実際は各省庁の方は、いずれはそういうことをだんだんしなくても済むのではないですか。そうではないんですか。

○大森委員長 そういうことではないでしょう。

○岡本参事官 そんなことはなくて、まず移す前に、きちんと文章をつくるというところから始めて、管理をしておかないと、そもそも公文書館に渡す段階になりませんので、そこをまずきちんとやれということです。

○遠藤委員 その部分の話をしているわけですね。

○岡本参事官 はい。要は、ここの文意は、各省庁においてある段階の文書のことを差しています。

○遠藤委員 わかりました。

○大森委員長 よろしゅうございましょうか。

それでは、以上をもって、国立公文書館について終わりにいたします。御苦労様でございました。

引き続きまして、国民生活センターの事案に入りたいと思います。

(独立行政法人国立公文書館関係者退室)

(独立行政法人国民生活センター関係者入室)

○大森委員長 それでは、国民生活センターの平成 20 年度の業務実績評価につきまして、まず、山本分科会長から御報告いただきます。

○山本分科会長 国民生活センター分科会におきましては、去る 7 月 23 日と 8 月 17 日の両日分科会を開催いたしまして、平成 20 年度の業務実績の評価作業を実施いたしました。その評価結果の概要につきまして、御報告いたします。

最初に全般的なことを申し上げますと、平成 20 年度は新たな中期目標、第 2 次中期目標のスタートの年でございます。この新たな中期目標期間に入りまして、平成 21 年度からスタートいたします裁判外紛争解決手続の整備に関する事業でありますとか、いろいろな新規の事業が加わりまし

たり、また全般的な背景といたしまして、これは今後の部分が多いのでございますけれども、消費者庁設置でございますとか、地方消費者行政の強化という動きが進んでまいりまして、その面でのさまざまな変化も幾つか生じてございます。

しかし、基本的には、従来から実施してまいりました国民への情報提供、苦情相談、その他機関との連携でございますとか、研修業務でございますとか、商品テスト等の業務につきまして、その一層の高度化、効率化を図りつつ、この国民生活センターに課せられたミッションを遂行していくという根本部分については、変更はございません。

さて、平成 20 年度の業務実績でございますが、お手元の資料 6 の総合評価表の 4 ページに「◎総合評価（業務実績全体の評価）」というものが記載されてございます。

そこに記載しておりますとおり、平成 20 年度の独立行政法人国民生活センターの業務実績につきましては、中期目標の達成に向けて順調に計画を実施していると判断いたしました。具体的には、国民生活センターが発信する各種情報が、テレビ、ラジオ及び新聞等のメディアに数多く取り上げられ、消費者被害の未然防止、拡大防止に寄与しているほか、全国消費生活情報ネットワークシステム、いわゆる P I O - N E T システムでございますが、こういったシステム等に収集された情報を基に調査・分析を行い、問題性や緊急性の高い案件について、積極的に関係省庁及び事業者団体等への要望、情報提供が行われたものと認められるとしております。

このように分科会といたしまして、国民生活センターは中期目標を達成すべく、順調に計画を実施していると判断いたしました。その上で、20 年度の実績を踏まえまして、主として、次の点について指摘を行いました。

第 1 点といたしまして、引き続き P I O - N E T 等に寄せられる苦情相談情報を積極的に活用し、問題性や緊急性の高い問題を見極めつつ、内容を分析し、消費者にわかりやすい形で情報提供を行うことにより、消費者被害の未然防止、拡大防止に努めること。

第 2 点といたしまして、関係省庁への情報提供や地方センター等への支援等につきましては、積極的にその役割を果たしておりますけれども、今後より一層その役割を果たすべく、連携の強化に努めていただきたい。

この 2 点を指摘させていただきました。

次いで、契約状況についての評価を御紹介いたします。

国民生活センターは一般競争入札の範囲の拡大につきましては、前年度に比べまして、契約金額に占める随意契約の割合が減少しておりまして、整理合理化計画に基づき、随意契約の見直し等について、適切に対応していると判断いたしました。今後とも一般競争入札の導入、範囲拡大や契約の見直し、契約に係る情報公開等を通じた業務運営の一層の効率化を図ることが必要であると記述しております。

次に、職員の給与水準についてでございます。これにつきましては、前年度に比べて、国家公務員の給与水準に近づきつつあると認められるが、今後とも、引き続き給与水準の適正化に努めることが必要であるという旨を記述しております。

次に、整理合理化計画への対応状況でございます。分科会といたしましては、適切かつ順調に対

応が行われていると判断いたしました。また、今回の年度評価に当たりまして、監事より、監事監査結果についての御報告がありました。引き続き、厳正な監事監査を実施するとともに、内部統制について、今後体制整備に努めることが必要であるという旨を指摘しているところでございます。

なお、資料としては添付してございませんが、項目別評価表の項目評価につきましては、第1次中期目標期間においては一步及ばず、一部B評価、C評価が付いた年もあったわけですが、第2次中期目標期間の初年度である20年度評価におきましては、すべての項目につきましてA評価であったということで、初めてオールAを達成したということでございます。

最後に、平成20年度の財務諸表についてでございます。分科会において審議を行いました結果、特段の問題は認められませんでしたので、併せて御報告させていただきます。

以上、簡単ですけれども、私から国民生活センター分科会における審議結果の御報告とさせていただきます。

○大森委員長 ありがとうございます。何か御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

それでは、これを承ったことにいたします。

次は、中期目標及び中期計画の変更がございまして、これについて御説明をいただきます。

○川辺消費者企画課長 内閣府国民生活局の消費者企画課長をやっております川辺と申します。よろしくお願いたします。

お手元に、国民生活センターの「中期目標及び中期計画の変更（案）」をお配りさせていただいていると思います。簡単に御説明させていただきたいと思っております。

今回、消費者庁の法案及び関連の3法案が成立いたしましたして、それに関連する中期目標及び中期計画の変更を（案）として提出させていただきます。

今回の消費者庁法案の大きなポイントとしましては、消費者庁に情報を一元的に集約し、かつ分析し、そしてそれを公表してつなげていく。

○大森委員長 説明しているところ、まず最初に、この消費者庁関連法案を簡単に説明してもらいましょうか。その方が御説明を承りやすいのではないかと思います。

○川口総務課長 国民生活局総務課長をしております川口でございます。内閣官房の消費者行政一元化準備室参事官といたしまして、消費者庁関連3法案の担当もしておりますので、御説明をさせていただきます。資料8でございます。

簡単な資料でございますが、昨年の9月29日に政府から法案を出しまして、今年の5月29日に国会で修正を経て、全会一致で成立をしております。6月5日に公布されまして、その後、関連の政令が8月11日に決定しております。その中で施行日を9月1日と定めておりますので、消費者庁関連法案は9月1日に施行される結果、消費者庁は9月1日に立ち上がるということでございます。

1ページは「これまでの消費者行政の問題点と消費者庁の創設を通じた対応」ということでございます。

考え方でございますが、これまでの問題点として、受付等に問題がある。

各省の窓口間の情報共有に問題がある。これは地方自治体のものも含めてでございます。

地方自治体等にある窓口と本省等の間の連絡に問題がある。

各省縦割りになっていて、分担、連携に問題がある。

権限があっても、行使されないまま放置されて被害が続くという問題。

そもそも霞が関のどこの省にも権限がないという隙間の問題がある。

いろいろな問題がございますけれども、このような問題があるので、これを対応するという
ことで、消費者庁は一元的な消費者相談窓口を設置する。

情報の一元的集約・分析をする。

消費者に身近な諸法律、各省に散らばっている既存の法律を消費者庁に集めて所管をする。

消費者安全法という新法をつくりまして、隙間事案にも対応する。これは我が国の法律で初めて
であるということでありまして、どこの省庁も所管していないということを要件に、被害の重大性を
組み合わせて権限を消費者庁に持たせる。

今後、消費者法について、各種幅広い新法の企画立案を定めております。

消費者行政の司令塔として消費者庁は発足いたしますので、各省庁に勧告権、内閣総理大臣具体
の措置を要求する権限を定めております。

2 ページは「消費者庁関連 3 法の関係について」でございます。

法律が 3 つありまして、まず組織法である設置法。

関係法律の整備法ということで、いろんな法律を消費者庁の権限にしております。

隙間についての消費者庁の権限、各省庁所管法については、内閣総理大臣の措置要求権を消費者
安全法で定めておりますけれども、その中で消費生活センターの設置を法定化する。それから、そ
れらも使いまして、消費者事故に関する情報の集約。地方自体から見ると、消費者庁への通知義務
を課しております。各省からも情報の通知義務を課しております。それを受けて消費者被害の各種
防止措置、これは公表の措置要求、事業者への勧告・命令等の権限を消費者庁に与えております。

3 ページは「消費者庁及び消費者委員会創設後の消費者行政のイメージ」でございます。

消費者から見ると、だれもがアクセスしやすい一元的な相談窓口として消費生活センターを法定
する。そこから情報は消費者庁に伝わり、国民生活センターがそれをまとめる役目、相談員の研修、
商品テスト、裁判外紛争解決等の機能を果たすということでございます。

内閣総理大臣の下、内閣府の下の消費者庁が外局として置かれまして、先ほど申しあげましたよ
うな権限を持っております。

消費者委員会を内閣府本府に設置する。これは食品安全委員会のような、言わば 8 条機関として
置かれるということございまして、消費者委員会は内閣総理大臣及び各省庁に対する建議、勧告
等ができるということでございます。総理大臣は各省への措置要求権等がありますし、消費者庁と
しても、自ら事業者に対する勧告・命令、立入り権などがございます。

4 ページは「消費者庁及び消費者委員会組織図」でございます。

内閣府に特命担当大臣消費者担当を法定で必置いたします。これは沖縄、北方、金融と並びで
ございます。

消費者委員会の方は、委員が 10 人以内。このほか、臨時委員、専門委員などを発令することができるということでございます。

消費者庁の方でございますが、長官が金融庁長官と同格の次官会議メンバーということで、その下に局長級の次長、審議官が 2 名、参事官が 2 名ということでございます。

課が 8 つございまして、情報の一元化等を消費者情報課が担当いたします。そこで国民生活センターを担当させていただくということでございます。

政策調整課が司令塔の役目を果たします。

企画課が新しい法律等を企画していきます。

安全課ほか、4 課で消費者庁の所管する法律を所管して、執行していきます。

この法律が施行されますと、国民生活センターの担当は消費者庁の方に移るということですが、引き続きどうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○大森委員長 それでは、引き続き変更案について説明をお願いいたします。

○川辺消費者企画課長 新旧対照表にお戻りください。

今、説明がございましたが、消費者安全法及び消費者庁設置法で大きく変わったところは、国民生活センターにつきましては、地方公共団体に対する必要な援助について行うこととか、消費者庁の行う集約・分析・公表に関して協力して、連携をしていくといったことが理念的に決められています。それはここへ書かせていただいております。

4 ページ、事故情報データベースのところでございます。

事故情報データベースにつきましては、人が亡くなるとか、非常に大きなけがをなされるとか、重大事故情報につきましては、速やかに関係機関で共有を図ることが事故情報データベースの 1 つの大きな目的として、今回の法律改正によりクローズアップされましたので、その変更をさせていただいているところでございます。

5 ページ、消費者庁の行う注意喚起への協力ということで、③の項を立たせていただいております。消費者庁で大変な問題、被害拡大のおそれがある場合には、国民に対して注意喚起を行うという新たな業務がございますが、その際に国民生活センターに対しても協力を求めることができる旨の規定がございますので、それを受けて、消費者庁の注意喚起に対して協力をしていただきたいという目標の立て方になっております。

下の方に消費者庁への情報提供というものがございます。これも消費者安全法第 12 条で、関係機関は各省庁、地方公共団体を含め、国民生活センターについては、消費者庁へ情報提供をするという通知義務を課すことになっておりますので、それについて書かせていただいているところでございます。

7 ページ、商品テストのところ、消費者事故の原因究明に対して、消費者庁の求めに応じて必要な協力を行う。これは消費者安全法の 14 条に、消費者庁は原因究明の場合には、関係機関に対して協力を求めることができるという規定がございますので、それに則して直させていただいているところでございます。

最後、地方公共団体に対する支援でございますけれども、これも消費者安全法 9 条がございませ

て、その中に国民生活センターが今までやってきたこととありますが、もう一度規定として都道府県、市町村に対して支援を行うといったことが消費者安全法に規定されておりますので、それに則して1つ項目を立てさせていただいているところでございます。

中期計画の方は、今、言った中期目標について、もう少し詳しく書かせていただいておりますので、説明の方は省略させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。関連法の成立と実施を踏まえまして、所要の変更を加えるという提案でございます。何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

この法律の成立は、全会一致でしたか。

○川口総務課長 はい。かなりの修正をいたしました。修正協議で、その段階で与野党一致をした上で、全会一致でございます。

○大森委員長 余談ですけれども、人事をめぐって民主党が物を言ったのではなかったですか。それは決着がついたんですか。

○川口総務課長 9月1日に立ち上げるものですから、9月1日に立ち上げるということになりますと、現内閣において人事を決定するということにはなりますが、もうちょっとゆっくり立ち上げて、新内閣の下で立ち上げるべきではないかということでございます。

○大森委員長 私どもの権限外の話でございますね。どうなるかわかりませんが、この変更で運営していくということで、よろしゅうございましょうか。

平澤委員、どうぞ。

○平澤委員 私は経済産業省の製品技術評価基盤機構の評価を担当しているんですけども、非常にラフに言いまして、年間大体5,000件ぐらい情報が来て、そのうちの2,000件ぐらいの現場を確認する、あるいは現物を確認する必要があると、事故原因の究明ということをやっているわけです。その原因を分類して、経済産業省に報告する、あるいはいろんな基準とか仕様書等の変更をお願いするといったことをやるわけですけれども、昨年度のケースで言うと、大体800件ぐらいではなかったかと思うのです。それは、要するに経済産業省の中で、業者との間で事故原因等の決着がつかないものがあるわけです。

恐らく、消費者からいろいろクレームが来たものが、その業者側から考えると、それは我々の責任ではないという話が十分出てくるのではないかと思うわけです。そういうものを解決していくかというのが、先ほどの組織図の中ではどこなのかということがよくわかりません。これはどのようにお考えなのでしょうか。

○川口総務課長 課の問題といたしましては、事故情報を集約するという事は、消費者情報課が行いますので、それを分析して、また発信をしていくということになります。

ただ、重大事故報告公表制度というものが現在ございまして、経産省が所管をしておりますが、消費生活用製品や安全法については、消費者安全課が所管をすることになりますので、いろいろな消費者事故、消費者問題がございまして、消費生活用製品に関する重大事故ということになりますと、この報告先が消費者庁になり、公表するのも消費者庁ということになります。これに

については、消費者安全課の方で担当いたしますので、報告がありますと、それぞれ必ずしも経産省ばかりではないと思いますが、業を所管している省庁とも十分連絡をとって、原因究明も両方協力して行いながら、その結果について消費者庁の方で一元的に公表していくこととなります。

その他、人損以外の幅広い消費者問題について、消費者情報課の方で総括をしていくこととなります。そこは連携をとっていきたいと思っております。

○大森委員長 どうぞ。

○平澤委員 連携は各省と勿論とるべきだと思いますけれども、直接消費者庁に入ってくるクレームを処理し、そこでその原因をつくっているところとの交渉といいたいまいしょうか、そういうことがやはり業務として発生するのではないかと思ったわけです。

○川口総務課長 勿論、今の話も基本的に消費者庁に直接入る話でございまして、消費生活用製品安全法の事故情報報告・公表制度については、事業者から消費者庁に直接情報が入るということでございます。それから、消費生活センター等に被害者の方から直接入ってくる問題もございます。

そういうものをどのように原因究明していくのかということとは、国民生活センターあるいはN I T E等とも御協力して、そのネットワークを使いながら確定していくということですが、今まで以上に消費者庁は省を越えた連携をしていこうと。言わばその司令塔、中心となっていこうという考え方で200人の規模でスタートしておりますので、各省庁で今までやっていたものは、そういう原因究明機能的な部分は十分使わせていただきつつ、ただ、そこは縦割りで、その省だけに完結することではなくて、省を越えた連携というものも、なお一層進めていくということになっておりますので、具体的には消費者庁で抱え込むということではなくて、各省あるいは各省所管のいろいろな機関の御協力をいただきながら、ただ、その結論について特定の省庁だけでなく、消費者庁ともよく相談をして、消費者庁の方で一元的に整理をしていくという考え方があります。

消費者庁が立ち上がってから、今、具体的なネットワークあるいは情報を入れてもらう相談を各省と予備的にしているところがございますけれども、消費者庁ができてからも、そういう積み重ねの中で、政府全体として、特定の省庁ということではなくて、政府全体としていい結果が出るようにということやっておるところでございます。

○大森委員長 重大事故の場合は、きちんとそれが把握されて、原因が究明されるという点について、従来以上に迅速で的確な処理が行われなければ、これを作った意味がないわけです。

やはり従来、経産省のような役所は、物をつくっている側にいますので、だからそこが不適切であるわけではないんだけど、これを作った最大の理由はそういうところに全部任せないで、きちんと迅速に処理できるような体制をどうやって作ればいいのかということになるのではないのでしょうか。その分だけこちらは大変になってくるのではないのでしょうか。

○平澤委員 そうですね。消安法ができて2年経ったわけでしょうか。それでいいますと、1,500件ぐらいが消安法関係で、3,500件ぐらいが独自ルートで得た情報というわけですが、私は多少今年度の評価をして懸念したのは、要するに経産省のレベルで事故情報の処理が遅滞しているというところでありまして、これはやはりそれなりの両者の言い分というものがあるわけで、この辺を強化していかないと、解決には至らないと思った次第です。

○大森委員長 ありがとうございます。ほかの方はよろしゅうございましょうか。

山本委員、どうぞ。

○山本委員 ついでに教えてほしいんですけども、従来、経産省で消安法の運用を担っていたチームは、消費者庁の消費者安全課というところに移ってこられるわけですか。何人ぐらい移ってこられるんですか。

○川口総務課長 基本的には、かなりの人数、10人近くというところでございます。

○山本委員 経産省さんにも、やはり従来の消安法をやっていて、いろんな業務があると思いますが、そこは何人か残って、N I T Eなどとも連携してやっていく、全体のパフォーマンスを上げていくという感じでイメージしていればよろしいですか。

○川口総務課長 法律所管を移ってくるものがございますが、少なくとも空白をつくるとか、執行が低下するということがないようにというのがまずスタートラインでございますので、特に立ち上がりは、現に執行している人たちの御協力、知恵を生かして、しかし省を越えて、各省からそういう人に来ていただいておりますので、まさに今、御指摘いただきました迅速性ということも確保しつつ、消費者庁をつくった意味というものをしっかり目指して、両方を実現したいということでございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、この件は以上とさせていただきます。御苦勞様でございました。

恐縮ですが、5分間トイレ休憩で、25分から再開とさせていただきます。

(休 憩)

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者入室)

○大森委員長 それでは、沖縄機構につきまして、平成 20 年度の業務実績評価について、平澤分科会長から御報告いただきます。

○平澤分科会長 沖縄科学技術研究基盤整備機構の平成 20 年度の業務実績について御報告いたします。資料 9～11 までであります。私が御報告するのは、資料 9 と資料 10 の一部であります。

まず、本分科会では、7月 16日に機構側から、業務実績についてのヒアリングを行いました。

また、8月 3日、4日の2日にかけて、私を含めて4人の委員が現地を視察し、そして直接研究事業の実施状況やキャンパス整備の状況等を確認した上で、8月 19日の分科会において評価を行いました。

評価結果の概要でありますけれども、資料 9 の 5 ページに「◎ 総合評価(業務実績全体の評価)」としてまとめております。ここをご覧いただきたいと思っております。

全体といたしましては、非常に機構側で引き続き御努力を重ねていらして、ほとんどの評価項目において A ということになっております。

その中身について申しますと、まず、平成 20 年度においては、先行的研究事業の更なる充実が図られるとともに、大学院大学の制度設計等についての「新大学院大学の青写真」というものがとりまとめられました。後で御報告はあるかと思っておりますけれども、それらが基礎となって、政府にお

ける法案が作成され、成立したわけであります。このような具体的な進捗が見られ、大きな進展があったと評価しております。

他方で、組織運営の状況についてでありますけれども、現在、開学に向けてさまざまな側面での作業が一気に立ち上がりかけているわけです。そういうこともありまして、幾つか事務処理上の不備が生じ、事務の分担が不明確であった等、改善を要する点が見受けられました。これは今後、経営面においても、質の確保と向上が図られるべきであると思っております。

もう一点であります、平成 24 年度の開学に向けては、幅広い業務を適切に実施していく必要があるわけでありまして、そのためにも役員、研究者、事務職員相互の間で共通した目的あるいは課題等の情報を共有して、一体となって努力することが重要であって、適切かつ効果的なマネジメントが必要であるということを特に強調しております。

これらのコメントを申し上げた上で、個別の評価項目に関して申しますと、3項目B評価とした点がありまして、ほかはすべてAであります。その3項目について御説明いたします。

まず、資料9の2ページ「(4) 大学院大学設置準備活動」の部分であります。

これは当面の作業の中で最も重要な部分になるかと思っておりますけれども、大学院大学の設置準備活動については、先ほど申しました青写真がとりまとめられて、その後も具体的な計画の検討が進められております。

他方で、世界最高水準の大学院大学を実現していくという機構の使命に照らすと、それが十分な戦略性を持った取組であったかどうかという観点から、多少疑問が残る点もありました。例えば機構では、内外の大学の調査を実施いたしましたけれども、その調査対象の選択あるいは調査目的との関係が、必ずしも明確でない、不十分な点があったと思っております。調査から得られた情報も、一般的な情報にとどまるという印象でありました。このようなことから、項目別の評価では、この点をBといたしました。

今後の取組に向けては、質の高い学生を確保し、国際的に厳しい競争が展開されているわけでありまして、そのことも踏まえて、単に認可申請に必要な事項を検討するというだけではなくて、現時点から、トップレベルの学生を集められるような緻密な戦略を構築していくことが不可欠であることを指摘いたしました。特に日本国内の優秀な学生を受験させるということにおいては、やや日本の特殊な事情も考慮した上で、海外から集めることとは別の戦略が必要だということを指摘いたしました。

なお、この大学院大学の設置準備活動の項目については、文部科学省と評価を共有するわけでありまして、文部科学省の評価委員会では、年度計画どおりに実施されたとして、この項目はA評価になっておりますが、当分科会としては、世界最高水準の大学院大学を目指すという使命に照らして、やや厳しい評価ではありますが、適切に業務が行われているかどうかということに関しては、B評価ということにいたしまして、文部科学省のA評価は採用しておりません。

2番目は、2ページ「(1) 組織運営及び財務管理」の2つ目の項目に関係しております。

この項目に関係して、機構において開学に向けた組織改編を実施しておりますけれども、その中で兼務の状況を含め、事務の分担が不明確であったこと等、運営上の多少の混乱が見ら

れる。この点の改善を要することから、B評価といたしました。

なお、新しい年度になってからは、それらの改善等が図られていることは承知しております。

3番目は、今の項目と関連いたしまして、4ページ「(2) 人事に関する計画」であります。

職員の採用活動を積極的に行っていることは認められますけれども、結果的に組織として業務を実施する上で非常に重要な役職である、例えば人事課長の不在期間が長く、総務課長も空席となっているというように、適切な業務運営を実施する上で、速やかな改善を要することを指摘し、やはりB評価といたしました。

この点についても、今年度に入り、引き続き機構の方で努力をしておられることは付け加えておきます。

今年度の評価については、以上でありますけれども、国会審議での指摘事項がありまして、先ほど申しました法案審議の中で、参議院で管理運営等に関しての指摘を受けました。この点に関しましては、現在、機構において事実関係の調査を行っているところでありまして、まだ結論は受けておりません。そういう中間段階として、先ほどのような評価をしたわけでありまして、

具体的に審議の中でどのようなことが指摘されたかといいますと、まず第1が、機構では特定の職員に権限が集中していることを背景として、職員の扱いに関して、多少不備があったのではないかという問題が指摘されております。

2番目に研究者の処遇です。これは外国から着任する研究者であります。特に生活支援等について、どのような実態があり、それがどのような基準により行われていたのかということが指摘されまして、議員の先生からの情報ということが正確なのかどうかということも現在、調査中であるという報告を受けております。まだ結論は得ておりません。

8月の分科会では、これらの調査の状況等について、更に詳細な報告を受けたわけでありまして、これも中間段階の報告であったために、総合評価表の中では、業務運営の改善に関する事項の中で速やかに詳細かつ客観的調査を完了し、改善を要する点がある場合には、適切な措置を講ずる必要があるというコメントを付しております。

当分科会としては、引き続きこれらの点についても注視し、そして今後の評価活動の中で結論が出てくれば、それなりの対応をしていきたいと考えております。

そのほかの点に関しては、整理合理化計画等で求められている幾つかの点に関して、適切に対応しておられて、これらはA評価となっております。全体としては、総合評価Aといえるものと判断した次第であります。

○大森委員長 ありがとうございます。ちなみに、文科省の評価委員会との関係というのは、どういうことでしたか。

○平澤分科会長 大学設置準備の項目に関してだけ、文科省も評価をする。その評価結果を参考にしながら、我々の方で最終的な評価をまとめるということになっておりますが、今年度は少し特殊な状況でして、両方並行して、全く同じ時間に委員会が開かれていて、それぞれ独立して評価をしたわけでありまして、文科省からの報告を受けた後、私の判断で、我々の評価のままでいいとなりました。

○大森委員長 わかりました。今のような御報告ですけれども、何か御質問等はございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

分科会の方の御指摘でございますので、特段に疑問がなければ、私どもとしては承ったということにいたします。よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、第1期中期目標期間が終わり、それにつきまして、評価表案が提示されています。これについて御説明いただきましょうか。

○平澤分科会長 最初に私の方から、中期目標期間の業務実績に関する評価表案のポイントについて説明したいと思います。

資料10の4ページに「◎ 総合評価（業務実績全体の評価）」という項目があります。そこにありますように、第1期中期目標期間においては、組織を新たに立ち上げるところから始まり、先行的研究事業の拡充、大学院大学の在り方の具体化等、期全体としては、着実に事業が推進されたと評価できるものと考えております。

また、組織運営面についても、整理合理化計画に基づき、入札・契約の適正化、コンプライアンス体制の整備等が行われました。他方、先ほど申しましたように、一部に改善を要する点も出されており、経営面での質の確保、向上が課題となっています。

今後の取組として、機構内での情報共有、適切かつ効果的なマネジメントが必要であることは、先ほど年度評価で申し上げたとおりであります。全体の印象としては、18年度の業務実績の評価では、大学院大学の在り方の検討等に遅れが見られるという心配を指摘したわけでありすけれども、19年度、20年度と大きく進展いたしました。他方、経営面で難しい課題が顕在化してきたということもあって、開学に向けて、更に難しい局面に入っているものと感じております。

機構に対しては、そのミッションである世界最高水準の大学院大学をつくるという目的に照らして、評価の中での指摘を踏まえて、更に努力してくださることを求めたいと存じます。

私の方からは、以上であります。

○大森委員長 それでは、振興局の方からお願いいたします。

○中村沖縄振興局事業振興室長 それでは、沖縄振興局より、評価案につきまして、資料10を概ね読み上げる形で御説明したいと存じます。

○大森委員長 ポイントだけで結構です。

○中村沖縄振興局事業振興室長 まず「I. 中期目標の項目別評価」でございます。

「1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項」の「(1) 研究者の採用等の研究開発の推進」という項目がございます。

こちらにつきましては、主任研究者（PI）という方々について、内定者を含めて合計23名の体制になるなど、研究体制が順調に拡大しているものと認められておまして、更に世界最高水準ということで、外国人の採用に、特に力を入れてやることになっておりますが、そちらについても一定の評価ができるということでございます。

中期目標や年度計画等に基づきまして、実施すべきことを今後の課題として、研究者、職員としっかり共有できたのか、目標に基づいて的確に実施できたかということは当然のことではありませんが、機構自ら、今後とも確認していただきたいということでございます。

「(2) 研究成果の普及」でございます。

研究ユニットの増加に伴いまして、論文の発表等の成果発表の件数も着実に増加をしております。

また、知的財産の保護という面での取組についても評価ができるということになっております。

「(3) 研究者養成活動」でございます。

こちらにつきましては、連携大学院協定というものを3つの学校と既に結んでおりまして、これによって学生を招いて対応しているということで、これを更に進めていただくということになります。

また、国際ワークショップなど、海外からの研究者、学生の人たちに来てもらってやっている行事についても、参加者からのアンケートなどで高い評価を受けているということでありまして、分科会としても評価をするということでございます。

次に、「(4) 大学院大学の設置準備活動」につきましては、先ほど分科会長からも、20年度の実績としてお話がありましたけれども、「新大学院大学の青写真」がとりまとめられたということで、開学に向けて具体的な進捗が見られたことは、全体としては大きな進展があるということが言えるということではありますが、今後、質の高い学生の獲得に関し、国際的に厳しい競争が展開されるといった状況の中で、世界最高水準の大学院大学を設置していくために、より緻密な戦略を構築しながら進めていただく必要があるということでございます。

「(5) 施設整備」については、年度計画ごとに着実に実施しているものと認められるということでございます。

「2 業務運営の効率化に関する事項」であります。

「(1) 組織運営及び財務管理」という項目であります。

事業の拡大に対応して組織の改編が行われておりまして、管理事務の円滑化・効率化に努めているということではございますが、兼務等を含め、事務の分担を更に明確化して、組織の一員としての役割を果たす認識を機構内で共有していただくことが重要であるということ。組織運営上の重要な役職について、速やかに適切な人材を専任で配置すること等を検討するなど、事務局体制の整備を更に進めていただく必要があるということでございます。

内部統制やガバナンスの問題につきまして、一部平成18年度以前に適切さを欠いた事例があったということで、平成19年以降、外部監査機関により点検を行った上で、諸規程の見直しですとか、コンプライアンス担当者の設置等の改善が行われておりまして、そういった改善については評価ができるということになります。

また、入札や契約の適正化については「随意契約見直し計画」を着実に実施しているということでございます。

今、御説明しているページの一番下の部分になるのですが、研究開発の独法ということで、外部

資金について、競争的研究資金の申請件数・採択件数も重要でございますけれども、これが増加しているなど獲得に努力していることが認められるということでもあります。

3 ページでございます。

給与水準につきまして、どうしても法人の性格上、ラスパイレス指数が高めになっておりまして、そういう中でも平成 17 年度の 151.8 から、平成 19 年度、20 年度の 132.7 という形で、低下の努力は行われているわけですが、引き続きこちらの低下に努める必要があるということでもあります。

「(2) 活動評価」ということで、先行的に実施しております研究事業の評価につきましては、平成 19 年度、20 年度と厳格な評価が行われておりまして、そのプロセスが確立したものと評価できるところでありますが、今後、評価が行われる研究者に対しましても、同様の厳格な評価を行っていただきたいということでもあります。

「4 人事に関する事項」でございます。

これも 20 年度の評価の中で御指摘があった点でありますけれども、職員の採用について、重要な役職の空席が見られるなど、適切な業務運営を実現する上で、改善を要する点があった。今後、増員が必要な業務等について具体的な見通しを立てた上で、計画的な職員採用を行う必要があるということでもあります。

このページは、以上でございます。

4 ページ「Ⅲ 法人の長等の業務運営状況」でございます。

理事長は、機構の立ち上げに尽力するとともに、外国人研究者の採用などに努力をしたということで、指導力を発揮されたということでもあります。

理事につきましても、理事長を的確に補佐し、この法人には運営委員会があるのですけれども、そちらとの連携等についても、積極的に役割を果たしたということで、特に中期計画に対して遅れがちであった大学設置準備活動について、立て直したということは評価できるということでもあります。

監事につきましても「独立行政法人整理合理化計画」を踏まえながら監査を行っているということでもあります。

「◎ 総合評価（業務実績全体の評価）」でございます。

第 1 期中期目標期間におきましては、組織を新たに立ち上げ、大学院大学の開学に向けて、先行的研究事業の拡充を図るとともに、大学院大学の在り方の具体化を図る等、全体として着実に事業の推進が図られたものと評価できる。

組織運営面においても「独立行政法人整理合理化計画」に基づきまして、入札・契約の適正化、コンプライアンス体制の整備等が行われたところでございますが、一方に、改善を要する点も見出されておりますので、平成 24 年度までの開学に向けて、経営面においても世界の大学に比肩し得るような質の確保と向上に努めることが重要ということでもあります。

最後に、今後、沖縄において国際的に卓越した教育研究を行うという同大学の目的を踏まえつつ、第 2 期中期目標・中期計画に基づいて、幅広い業務を適切に実施していく必要がある中で、役員、研究者、事務職員の間で、組織の目的や課題についての認識及び業務の計画や進捗状況等につきま

して、情報の共有を図って、一体となって努力していくことが重要でありますので、そのための適切かつ効果的なマネジメントが必要といった評価になっております。

○大森委員長 御苦労様でした。何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

○中村沖繩振興局事業振興室長 済みません、1点漏らしたんですけれども、先ほどの昨年度実績評価の話と少し似たところなのですが、文部科学省との関係がやはりございまして、この大学院大学の設置準備活動の部分につきましては、文部科学省の独法評価委員会の意見を聴くということに法律上なっておりますが、実は文部科学省の評価委員会の総会が明日ございまして、その結果が明日にならないとわからないということでもあります。

今の分科会の事務局の考え方といたしまして、その結果をお聞きした後、内閣府としての評価の変更の要否につきまして、まずは平澤分科会長に御相談申し上げまして、その結果を受けて、対応をどうするか、大森委員長にも御報告、御相談をさせていただくということで考えております。

○大森委員長 若干留保がついてはいますが、以上のようなことで、とりあえず私どもとしては、この案について了承してよろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、了承していただいたということにいたします。

もう一つ、学園法につきまして、簡単に御説明いたしましょう。

○中村沖繩振興局室長 それでは、資料 11 によりまして「沖繩科学技術大学院大学学園法について」を御説明いたします。

この法律につきましては、法案としては3月に閣議決定をして、国会に提出された後、7月3日に参議院本会議で全会一致になりまして、可決をされたところでございます。衆議院でも全会一致でございました。その後、7月10日に公布をされまして、設立準備に関する規定については、この7月10日から直ちに施行されているということになっております。

法律の概要でございますけれども、一番の上にご書いております「法律の目的」でございます。

「沖繩を拠点とする国際的に卓越した科学技術に関する教育研究の推進を図り、もって沖繩の振興及び自立的発展並びに世界の科学技術の発展に寄与する」ことを掲げております。

この法律におきましては、沖繩科学技術大学院大学学園を学校法人として設立することにして、自主性・柔軟性を持った世界最高水準の大学院大学にしていくための体制を整えることにいたしております。

その一環といたしまして、理事会の構成について、世界の英知を結集して教育研究の方針等の重要事項を決定するというところで、内外の著名な科学者等によって構成するという形をとっております。これが言ってみれば、学校法人の理事の法律上の特例ということになるものであります。

また、通常、私立大学ということだと、いわゆる私学助成というものがあるわけですが、この大学院大学につきましては、沖繩振興の観点というものがありますので、学園の業務に必要な経費を特別に補助できるという規定を置いてございまして、この黄色い四角の中にごございますが、業務に要する経費の2分の1を超えて補助できるということになっております。この補助の在り方を含めました法律の施行の状況については、10年後に検討を加えまして、その結果に基づいて見直し

等の必要があれば、そういった措置を講じるという形にしております。

その他、法人の適正な運営を図るということで、情報公開ですとか、報告徴収など、必要な規定を定めるといった形になっております。

先ほど、これも分科会長から、昨年度の評価の中で御紹介がありましたけれども、法案審議の中で現在の機構の管理、運営等に関するさまざまな指摘がございましたので、そういった点については、政府としてもきちんと対応を求めていくということで考えております。

最後に、今後の流れでございます。一番下の水色で塗ってある部分でございますが、法案の成立によりまして、平成 24 年度の開学に向けた準備を進めていくことにいたしております。このために、本年度末には、一部キャンパスの供用を開始するなどを予定しておりますが、更に学長の人選ですとか、あるいは大学院大学の設置ということで、文部科学省の方にきちんと設置や学園の寄附行為などについて手続をとらなければなりませんので、そういった対応を機構において進めていただくことになります。

ちなみに、新学校法人がこれによって設立された暁には、独法である現在の機構は、形としては解散することが法律上規定されております。

以上です。

○大森委員長 何か御質問等がございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

なければ、この沖縄機構の件については、以上とさせていただきますけれども、よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、以上とさせていただきます。御苦労様でございました。

(独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構関係者退室)

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者入室)

○大森委員長 私の心づもりでは、6時に終わろうとしていたんですが、北対協の関係がございません。あと、平澤先生からも御報告もございます。もうしばらく御辛抱いただければと思っています。

では、早速ですけれども、平成 20 年度の北対協の業務実績評価につきまして、今日は渡邊分科会長代理に御報告いただきます。お願いします。

○渡邊分科会長代理 それでは、なるべく手短かに御報告させていただきたいと思っております。

北対協の平成 20 年度の業務実績の評価に関しては、お手元に資料 12 を御用意ください。

評価作業のプロセスですけれども、7月 17日に北対協で、平成 20 年度事業実績及び平成 20 事業年度の財務諸表について説明を受けました。そして、8月 7日に分科会の評価について議論をいたしました。

評価の結果です。資料 12 の 2 ページの最後に「◎ 総合評価（業務実績全体の評価）」という項目がございます。御案内のように、北方領土の返還の長期化を余儀なくされている日露間の交渉でありますけれども、元島民の高齢化、当時 10 歳だった人は、今はもう 75 歳ぐらいになっているのではないかと思います。お亡くなりになられる方が進むという厳しい外部環境の中にあります。全体として計画に即した取組みが行われているという分科会の判断をいたしました。

評価できる点ですけれども、1ページ目に3点ほどございます。

1点目は、業務経費の節約、一般競争入札の推進、業務運営の効率化のための真摯な取組みが認められたということ。

2点目は、北方領土の返還要求運動。いろいろ都道府県民会議が実施している事業ですけれども、これに対する支援、啓発施設の展示資料の充実、国民世論の啓発に向けた取組みが認められたということ。

3点目は、北方地域に旧漁業権者がいるわけですけれども、その方々に対する融資については、制度の変更に関する効果的な方法による広報の実施だとか、金融機関との連携を強化して、着実な取組みが認められたという形の評価をしております。

分科会として、今後更なる取組みが必要だと評価した点として、2つあります。

1つ目は、内部統制、ガバナンス強化に向けた取組みの一層の充実ということです。

2つ目は、I.の2.に「(2)北方四島との交流事業」という項目がございます。その中の「③四島交流事業に使用する後継船舶の確保」ということです。ビザなし交流で行き来する船を新しくつくるという、その確保の問題ですけれども、一層の努力をしていただきたいという点で、ここの部分のみBという評価になっております。ほかの点はすべてAでございます。

また、農林水産省との関連部分で、農林水産省の評価委員会から、融資事業におけるリスク管理債権について、計画の水準を維持しているんだけど、若干増加が認められている。計画的で、より積極的な回収管理体制を整備することが望まれるといった意見が出されておりました。

以上、分科会からの報告でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。何か御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしゅうございましょうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 それでは、これを承ったことにいたします。ありがとうございます。

北対協につきましても、議員立法で関連法の改正がございました。簡単に御説明をお願いいたします。

○大塚北方対策本部参事官 北方対策本部の大塚と申します。資料13をご覧くださいと思います。北方領土問題等の解決の促進のための特別措置に関する法律が今般改正をされました。この法律自体、やはり北方領土問題が未解決であるということに起因いたします、いろんな特殊事情を踏まえまして、特別な措置を定めたものでございます。

昭和57年にできまして、約四半世紀が経過いたしました。領土問題も今なお未解決でありますし、やはり四半世紀前と元島民の方々が高齢化している、あるいはいろんな新たな交流のメニューが加わったという状況の変化を踏まえた今回の改正であると伺っております。これも議員提案で行われた改正でございます。

この資料13の中の赤字部分が今回の修正点になりますが、主なものをざっと申し上げます。

第1条の目的のところ、例えば「北方領土が我が国固有の領土である」といったような、従来からの我が国のスタンスをきちんと書いた。あるいは第1条の中で、全部で4つ枠組みを書いてご

ざいますが、これが特別措置の具体的な対象であります国民世論啓発、援護措置の充実、隣接地域振興といったことに加えまして、赤字で書いてあります「交流等事業の推進」というものが今回1つ入ったものでございます。

あとはどんどん下に向かって見ていただきますと、例えば第2条の定義関係を加えた。国の責務規定を追加した。

真ん中辺り、ちょうど第5条の2のところ、返還運動の後継者の育成。先ほど申しました元島民の方々が高齢化している中で、こういった後継者育成といったような規定が新たに入っております。

助成措置等々の規定も併せて見直されまして、一番下の点線のところが、いわゆる附則の部分でございますが、その更に一番下、附第4条というところで、今回北対協法の改正が併せて行われております。これは先ほど、交流等事業というものがきちんと位置づけられたという話をいたしました。その中で、いわゆるビザなし交流といったような事業は、従来から北対協が行ってまいりましたが、これまではあくまでも国民啓発というところで読み込んで行われておりました。しかし、今回この法律できちんと交流事業が位置づけられましたので、併せまして、北対協法の改正もいたしまして、きちんとした業務の1つとして明確化をされたものでございます。新たに仕事が付加されたというものではございません。

今、申し上げましたとおりでございます。施行日は来年の4月1日。今後は幾つか政令事項がございますので、その準備作業。そして上の方の第3条に基本方針がございます。今回、見直しの規定が追加されましたので、その見直し作業を、施行日を進めて目指していくこととしております。

簡単でございますが、法律の説明は以上でございます。

○大森委員長 業務方法書の変更の段取りも、続けてお願いします。

○大塚北方対策本部参事官 わかりました。

先ほども話しましたが、北対協といたしまして、旧漁業権者の方々に対する融資を行っておりますが、その貸付利率は、実は半年ごとに見直しを行っておりますが、これが実は業務方法書の変更を伴うものでございます。次回の変更は10月1日を予定しておりますけれども、変更利率の案が決定する9月ごろに、こちらの評価委員会の開催が予定されておられません。昨年度もこういう形になってしまいましたが、その貸付利率の変更につきましては、詳細がわかり次第、北対協の分科会の事務局の方から、文書をもってお知らせをした上で、御意見をちょうだいしたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○大森委員長 御苦勞様でございました。何か御質問、御意見等はございますでしょうか。この法律の「固有の領土である」ということが書き込まれていなかった。変な法律ですね。外務大臣も入っていなかったんですか。

○大塚北方対策本部参事官 はい、入っておりませんでした。

○大森委員長 それでは、この御説明を承ることにいたします。よろしゅうございませうか。

(「はい」と声あり)

○大森委員長 では、この件は以上でございます。御苦勞様でございました。

(独立行政法人北方領土問題対策協会関係者退室)

○大森委員長 7月22日に総務省の政独委の委員長と各府省評価委員会の委員長との意見交換会が開催されておりますが、実は私、所用がございまして出られませんで、平澤委員に代理の出席をお願いいたしました。御迷惑をかけたことをお詫びいたしますと同時に、御礼を申し上げます。

平澤委員から、意見交換会の概要について御説明いただきます。

○平澤委員 ごく簡単に御報告いたします。参考2という厚めに閉じた資料でございます。

今、大森委員長からお話がありました懇談会は、今回で5回目に当たるとお伺いしておりますが、実は前回、4回目も大森委員長の代理で出席させていただきました。前回までとは話の中身が大幅に変わりました、新しく委員長が代わられたということが大きいことではないのかと思いますが、従来はどちらかというと、総務省の政独委というものが上意下達をする懇談会というたぐいで、各省の委員長は、それに対して現場の状況を説明する。しかし、それに対しては聞き置くというだけで、何のこともないという感じだったわけですが、今回は様変わりしていて、協議型と申しましょるか、それで進みました。

内容に関しては、参考2の1ページに配布資料が1～7までありますけれども、その資料1～4までは、既に我々のところにも届いていた内容でありまして、これは情報の確認といった趣であります。

資料5は、その独法評価に関して、大臣やマスコミあるいは議会での批判と申しましょるか、厳しい意見があるぞということの内容が羅列してあるというものであります。

それらの指摘を踏まえて、資料6と7が、実質的な中身に相当するかと思いますけれども、平成19年に行われた閣議決定、整理合理化計画の中で、平成22年度までに評定区分を各府省で統一する。その上で、評価基準の統一を検討するということが指摘されているので、それについて懇談を深めたいということが実質的な部分に当たります。

資料6は、実は各府省でどのような評定区分を取っているかということの一覧表になっております。それを踏まえて、総務省の評価委員会が、資料7の3ページ目に「評定区分・評価基準の統一に向けた論点」の「論点1」があります。四角で囲った部分にありますように、5段階評価ですが「標準」が真ん中であって、あとはそれぞれ2段階に分けるという仕組みを中心にして、案を考えたいという御提案でした。

各委員長からの御意見の中では、これは私を含めてですが、評定区分を統一することは、今はもうできるぐらいになってきているのではないかと。ただし、評価項目、評価基準まで統一することは、原理上できない。そういう御意見が具体的にいろいろ開陳されたという状況だったと思います。

この点に関しては、その懇談内容を踏まえながら、事務局経由で、5段階評価はどのような評定区分にするかということの情報が、また我々のところに来るかと思っておりますので、後日、検討すべき問題であると理解しております。

御報告は以上でございます。

○大森委員長 ありがとうございます。

それでは、独法整理合理化計画の取組み状況等について、事務局の方から簡単をお願いします。

○丸山政策評価広報課長 このたび、政策評価広報課長に就任いたしました丸山と申します。以後、よろしく願いいたします。

では、簡単に御説明させていただきます。資料 14 でございます。

独立行政法人整理合理化計画のフォローアップの件でございますけれども、平成 19 年 12 月末にこの整理合理化計画は閣議決定をされまして、22 年度末までにこれを実施することとされております。そのフォローアップにつきましては、今回 2 回目ということでございますが、既に各分科会において厳しく御評価いただいていると存じますけれども、他の法人の対応につきましてもご覧いただいて、御意見等がございましたら、各分科会の担当あるいは私ども事務局に御連絡をいただければということでございます。

併せまして、先の通常国会で独法通則法改正法案というものが継続審議されておりました件でございますけれども、これは廃案になっておりますので、以上、申し上げさせていただきます。

次に、今後の予定でございます。資料 15 をご覧いただければと思います。

まず、年内でございます。11 月のところをご覧いただければと思いますけれども、来年度の概算要求の状況、そして今年度の上半期の業務執行状況につきまして、各法人から報告を聴取するというところで、これは 11 月の欄でございますが、10 月末から 11 月の上中旬にかけて、例年同様、評価委員会の開催を予定させていただきたいと考えてございます。

また、来年でございますけれども、今年度の業務の実績評価を行うための評価基準等を決定していただくということで、2 月以降に各分科会を開催していきたいと考えております。本評価委員会につきましては、公文書館の第Ⅱ期が終了いたしますので、新たに中期目標案、中期計画案について御審議をいただきたいと考えておまして、2 月、3 月に各 1 回開催を予定しているところでございます。

予定につきましては、以上でございます。

最後に、資料 16 をご覧いただければと思います。

今、申し上げましたように、秋に評価委員会を開催したいと考えておりますけれども、その日程を決める必要がございますので、この確認表を添付させていただきました。お忙しいところ恐縮でございますけれども、10 月、11 月の表にそれぞれ御都合を御記入いただきまして、もし可能でありましたら、本日お帰りの際に、事務局に提出いただければと思いますが、本日が難しければ、また後日、ファックス等で事務局にお送りいただければということでございます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○大森委員長 10 月は 29 日と 30 日の御都合を聞いているんですね。

○丸山政策評価広報課長 はい。

○大森委員長 そして 11 月に入って、比較的早い時期になるんですかね。

○丸山政策評価広報課長 はい。

○大森委員長 空欄のところにお都合を記入してほしいということですね。よろしく願いいたし

ます。

以上で審議事項及び報告事項は終わったんですけれども、何か御発言はございますでしょうか。
では、また総選挙が済んだ後の10月以降に開催いたします。よろしく願いいたします。
本日は以上でございます。ありがとうございました。